平成29年第２回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その３）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第 54 号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
定県第 55 号議案	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例	3
定県第 56 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	4
定県第 57 号議案	神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例	5
定県第 58 号議案	地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	7
定県第 59 号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
定県第 60 号議案	工事請負契約の締結について（県民ホール本館舞台設備改修工事請負契約）	10
定県第 61 号議案	特定事業契約の締結について（体育センター等特定事業契約）	11
定県第 62 号議案	特定事業契約の変更について（自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約）	12
定県第 63 号議案	動産の取得について	13
定県第 64 号議案	指定管理者の指定について（伊勢原射撃場）	14
定県第 65 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款	15
定県第 66 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について	22
定県第 67 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構による重要な財産の譲渡の認可について	23

定県第54号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第10条第９項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　その者が次のいずれかに該当する場合

ア　特定退職者であつて、雇用保険法第24条の２第１項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ　雇用保険法第22条第２項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第10項第５号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の２に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の１項を加える。

29　平成34年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第９項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中

「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10項第５号の改正規定及び附則第３項の規定は、平成30年１月１日から施行する。

2　この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第９項

（第２号に係る部分に限り、新条例附則第29項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって新条例第10条第１項第２号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第２項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年４月１日以後であるものについて適用する。

３　退職職員であって職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第８項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の２に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第10項（第５号に係る部分に限り、新条例第10条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第55号議案

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第３条第３項の規定にかかわらず、平成31年３月31日までとする。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立にあたり、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第56号議案

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第９条中「100分の４」の次に「(所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の２)」を加える。

第17条第１項中「第72条の23第１項ただし書」を「第72条の23第２項」に改める。

第25条第２項中「又は第５項」を「から第６項まで」に改め、同条第３項中「第７条の３第３項」を「第７条の３第４項又は第７条の３の２第４項若しくは第５項」に改める。

附則第39項第１号中「100分の4.025」の次に「(所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.025)」を加える。

附　則

１　この条例は、平成30年１月１日から施行する。ただし、第17条第１項の改正規定は公布の日から、第25条第２項及び第３項の改正規定は同年４月１日から施行する。

２　改正後の第９条及び附則第39項第１号の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税の税率を改正するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第57号議案

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

神奈川県個人情報保護条例（平成２年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第３章　事業者における個人情報の保護

第１節　事業者に対する指導（第46条・第47条）

第２節　調査、勧告、公表等（第48条～第51条）　を

第３節　他の地方公共団体又は国との協力（第52条）　」

「第３章　事業者における個人情報の保護（第46条～第48条）」に、「第53条～第56条」を「第49条～第52条」に、「第57条～第62条」を「第53条～第58条」に改める。

第２条第１号を次のように改める。

⑴　個人情報　生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ　個人識別符号が含まれるもの

第２条第５号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第６条中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　信条

⑵　人種

⑶　社会的身分

⑷　犯罪の経歴

⑸　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。

⑹　本人を少年法（昭和23年法律第168号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第４号に該当するものを除く。）。

⑺　犯罪により害を被った事実

⑻　病歴

⑼　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障

害があること（前号に該当するものを除く。）。

⑽　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第８号に該当するものを除く。）

⑾　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第８号に該当するものを除く。）。

第７条第１項第５号イ中「及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由」を削り、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由

第７条第６項中「前５項」を「前各項」に改める。

第20条第３号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第20条の２第２項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第３章第１節の節名及び第47条を削る。

第３章第２節の節名及び第48条から第50条までを削り、第51条を第47条とする。

第３章第３節の節名を削り、第52条を第48条とする。

第53条を第49条とし、以下４条ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条及び第７条第１項第５号の改正規定は、平成30年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第48条第１項の規定によりされた説明又は資料の提出の要請に係る同条第２項の規定による公表については、なお従前の例による。

３　施行日前に改正前の第49条第１項の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた事項に係る同項の規定による勧告及び同条第２項の規定による公表については、なお従前の例による。

（準備行為）

４　実施機関は、改正後の第６条の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、個人情報の定義等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第58号議案

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ＡＲＣＳＨＩＰの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区日ノ出町二丁目158番地	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目２番１号地球市民かながわプラザＮＰＯなどのための事務室内	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人コロンブスアカデミー	横浜市磯子区東町９番９号	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区新横浜一丁目16番地２	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区美しが丘４-24-11	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで
特定非営利活動法人ＡＲＣＳＨＩＰ	横浜市中区常盤町一丁目１番地宮下ビル４Ｆ	平成29年８月１日から平成34年７月31日まで

附　則

１　この条例は、平成29年８月１日から施行する。

２　改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項又は特定非営利活動法人ＡＲＣＳＨＩＰの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第59号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第４項から第14項までを１項ずつ繰り下げ、附則第３項の次に次の１項を加える。

（情緒障害児短期治療施設）

４　第91条第５項及び第92条第１項第３号の児童心理治療施設は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第２条の規定による改正前の法第43条の２に規定する情緒障害児短期治療施設を含むものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第60号議案

工事請負契約の締結について

県民ホール本館舞台設備改修工事請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　森平舞台機構株式会社
　　代表取締役　森　　健　輔

2　請負契約金額　　10億7,460万円

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

県民ホール本館舞台設備改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第61号議案

特定事業契約の締結について

体育センター等の特定事業契約を次により締結するものとする。

1　契約に係る事業　　施設整備、開業準備、維持管理、運営支援、飲食施設等運営及び自主事業

2　建設及び維持管理する建物等

⑴　所　　在　　地　　藤沢市善行七丁目１番１号及び２号

⑵　内　　容

ア　建設及び維持管理する建物等

第２アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス、本館棟、これらの外構及び附帯施設

イ　維持管理する建物等

陸上競技場、補助競技場、スポーツアリーナ、球技場、屋外トイレ・更衣室、これらの外構及び附帯施設

3　契　約　期　間　　契約締結日から平成47年３月31日まで

4　契　約　金　額　　215億4,211万6,104円

5　契　約　者　名　　藤沢市村岡東一丁目５番８号

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社

代表取締役　西　海　浩　一

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

（提案理由）

体育センター等の特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

定県第62号議案

特定事業契約の変更について

平成27年７月13日定県第74号をもって議決を経た自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

１　契 約 者 名　　横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地２
　　神奈川ＤＬＣパートナーズ株式会社
　　代表取締役　森　田　兼　光

２　原 契 約 金 額　　195 億4,594万1,031円

３　変更契約金額　　195 億 732 万7,363円

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

自動車運転免許試験場の整備計画の見直しに伴い、自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

定県第63号議案

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

1　品　　目　　タミフルドライシロップ３％　30ｇ（瓶）備蓄用

2　契 約 者 名　　中外製薬株式会社

営業本部長　加　藤　　進

3　契 約 金 額　　１億8,375万2,064円

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフルドライシロップ）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第64号議案

指定管理者の指定について

伊勢原射撃場の指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　伊勢原射撃場

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　一般社団法人　神奈川県射撃協会

⑵　主たる事務所の所在地　　伊勢原市上粕屋2380番地

3　指　　定　　期　　間　　平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

伊勢原射撃場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第65号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款

目次

第１章　総則（第１条～第７条）
第２章　役員等
　第１節　役員及び職員（第８条～第15条）
　第２節　役員会（第16条～第19条）
第３章　審議機関
　第１節　経営審議会（第20条～第23条）
　第２節　教育研究審議会（第24条～第27条）
第４章　業務の範囲及びその執行（第28条・第29条）
第５章　資本金等（第30条・第31条）
第６章　委任（第32条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この公立大学法人は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第３条　法人は、第１条の目的を達成するため、神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）を設置する。

（設立団体）

第４条　法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第５条　法人の主たる事務所は、神奈川県横須賀市に置く。

（法人の種別）

第６条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第７条　法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により公報への登載又はインターネットの利用ができないと

きは、法人の主たる事務所の掲示場に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第２章　役員等

第１節　役員及び職員

（役員の定数）

第８条　法人に、役員として、理事長１人、副理事長３人以内、理事６人以内及び監事２人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第９条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長は、第19条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する役員会の議を経るものとする。

３　副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

４　副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

５　理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

６　理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

７　監事は、法人の業務を監査する。

８　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条　理事長は、知事が任命する。

（学長の任命）

第11条　大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

２　学長を選考するため、法人に学長選考会議を置く。

３　学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

４　前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

５　学長選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

⑴　第20条第２項第２号（学長である副理事長を除く。）から第４号までに掲げる者の中から同条第１項に規定する経営審議会において選出された者　３人

⑵　第24条第２項第２号から第６号までに掲げる者の中から同条第１項に規定する教育研究審議会において選出された者　３人

６　学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

７　議長は、学長選考会議を主宰する。

８　第５項から前項までの規定に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（副理事長及び理事の任命）

第12条　副理事長（前条第４項の規定により副理事長となる者を除く。）及び理事は、理事長が任命す

る。
2　理事長は、理事を任命するにあたっては、その任命に際して現に法人の役員又は職員（教員を含む。以下同じ。）である者以外の者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。
（監事の任命）
第13条　監事は、知事が任命する。
（役員の任期）
第14条　理事長の任期は、４年とする。
2　副理事長（第11条第４項の規定により副理事長となる者に限る。）の任期は、法人の規程に定める学長の任期によるものとする。
3　副理事長（前項に定める者を除く。）及び理事の任期は、２年とする。
4　監事の任期は、その任命後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第１項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
5　補欠の役員（第11条第４項の規定により副理事長となる者を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
6　役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際学外者であったときの第12条第２項の規定の適用については、その再任の際学外者であるものとみなす。
（職員の任命等）
第15条　職員（教員を除く。次項において同じ。）は、理事長が任命する。
2　職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。
3　理事長が教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。
第２節　役員会
（設置及び構成）
第16条　法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。
（招集）
第17条　役員会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。
2　理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
（議事）
第18条　役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
2　議長は、役員会を主宰する。
3　役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4　役員会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5　監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
（議決事項）
第19条　次に掲げる事項は役員会の議を経なければならない。

⑴　中期目標についての意見（法第78条第３項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第１項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
⑵　法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
⑶　予算の作成及び決算に関する事項
⑷　重要な規程の制定又は改廃に関する事項
⑸　大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
⑹　職員の人事及び評価の方針に関する事項
⑺　組織及び運営並びに教育研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

第３章　審議機関

第１節　経営審議会

（設置及び構成）

第20条　法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

２　経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。
⑴　理事長
⑵　副理事長
⑶　理事長が指名する理事又は職員
⑷　学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者

３　前項第３号（任命の際学外者であった理事に限る。）及び第４号に掲げる委員の総数は、経営審議会の委員の総数の過半数とする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該職の任期とする。

５　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

（招集）

第21条　経営審議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

２　理事長は、委員の総数の２分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

（議事）

第22条　経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　議長は、経営審議会を主宰する。

３　経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

４　経営審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第23条　経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
⑴　中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
⑵　法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する

もの

⑶　予算の作成及び決算に関する事項

⑷　学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

⑸　職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項

⑹　組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

⑺　前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第２節　教育研究審議会

（設置及び構成）

第24条　法人に教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

２　教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

⑴　学長

⑵　副学長

⑶　学部長

⑷　法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長（学部長を除く。）

⑸　学長が指名する職員

⑹　学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、前項第１号から第４号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

４　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

（招集）

第25条　教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

２　学長は、委員の総数の２分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

（議事）

第26条　教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

２　議長は、教育研究審議会を主宰する。

３　教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

４　教育研究審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第27条　教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

⑵　法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

⑶　学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に

関する事項
⑷　教員の人事及び評価に関する事項
⑸　教育研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
⑹　教育課程の編成に関する方針に係る事項
⑺　学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
⑻　学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
⑼　前各号に掲げるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項

第４章　業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第28条　法人は、次に掲げる業務を行う。
⑴　大学を設置し、これを運営すること。
⑵　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
⑶　法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う教育研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
⑷　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
⑸　教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域や国際社会に貢献すること。
⑹　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第29条　法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第５章　資本金等

（資本金）

第30条　法人の資本金は、別表に掲げる資産を神奈川県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として神奈川県が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第31条　法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第６章　委任

（規程への委任）

第32条　法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、法人の成立の日から施行する。

（最初の学長の任命等に関する特例）

２　大学の設置後最初の学長の任命については、第11条第３項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3　前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

4　附則第２項に規定する学長の任期は、１年とする。

別表（第30条関係）

資産の種別	名称	所在地	延べ床面積 (平方メートル)
建物	校舎(1)	横須賀市平成町一丁目10番地１、10番地19	27,882.68
同	校舎(2)	同	8,183.86
同	体育館	同	3,270.16
同	機械室・駐輪場	同	1,438.86
同	守衛所	同	34.34

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法第７条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の定款について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第66号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更について次により認可する。

第５　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画の

「なし」を

「横浜市旭区中尾二丁目の土地の一部、横浜市南区六ツ川四丁目の土地の一部及び横浜市港南区芹が谷二丁目の土地の一部について県から譲渡される際に、同時に次の資産を県に譲渡することで、土地の交換を行う。

がんセンター及び精神医療センターの土地の一部」に

変更し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第１項の規定による知事の認可の日から変更する。

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

がんセンター及び精神医療センターの土地の一部の譲渡に関し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第３項の規定により提案するものであります。

定県第67号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構による重要な財産の譲渡の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構による重要な財産の譲渡について次のとおり認可する。

1　譲渡に供する財産

⑴　種　　類　　土地

⑵　所　　在　　地　　横浜市旭区中尾一丁目52番２ほか23筆

⑶　地　　積　　67,287.44平方メートル

⑷　価　　額　　70億3,429万7,090円

2　譲渡の相手方

神奈川県

平成29年６月14日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

がんセンター及び精神医療センターの土地の一部の譲渡を認可したいので、地方独立行政法人法第44条第２項の規定により提案するものであります。